

食料・農業協力啓発促進事業（継続）

1 主旨

1996年世界食料サミットにおいては、飢餓と栄養不足の撲滅や世界の食料安全保障の達成に向けた政治的意志が確認され、2015年までに開発途上国における約8億人の栄養不足人口を半減するとの目標が合意されている。

こうした中、国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）等の国際機関は食料安全保障に関する国際的な検討の場の提供や政策的助言などを通じて食料問題の解決に向けて積極的に貢献してきており、我が国も国際機関を通じた各種プロジェクトを実施してきているところである。

我が国は世界最大の食料純輸入国であり、食料安全保障については、国民にも関係が深く、このような国際機関を通じた日本の取組について、広く国民に広報・普及していくことや、国際機関が有する情報、取組を基に NGO・NPO や学識経験者等を交えたワークショップや講演会を開催し、参加者の意識・見識の向上や連携ネットワークを構築することが重要である。また、以上の取組の円滑な実施のための検討を行うための検討委員会を設置する。

2 事業内容

(1) 国際食糧農業情報センター運営

FAO 及びその他関係国際機関から発行される資料の受領、整備を行い、世界の農林水産業関連資料・文献等の収集整理を行うとともに、これらのデータベース化及びオンライン化に必要な体制整備を図る。

(2) 国際ワークショップ等の開催

国際機関を通じた日本の取組を基に NGO・NPO や学識経験者、国際機関の日本事務所、行政関係者等が参加する国際ワークショップや講演会を開催し、我が国の取組や食料情勢等について普及啓発を行うとともに関係者間の幅広い連携ネットワークを構築する。

(3) 刊行物の作成及び情報提供

FAO が刊行する「世界食料農業白書」、「世界の食料不安の現状」等の主要な著作物について翻訳、出版を行うとともにインターネット等を通じて国際機関を通じた日本の食料安全保障について広報・普及を行う。

(4) 食料安全保障検討委員会の設置

食料安全保障についての現状や我が国の国際機関を通じた取組について、広く国民に広報・普及するに当たっての効果的な推進方策や食料安全保障に係る課題や取り組み方針等について有識者による検討を行うことを目的とした検討委員会を設置する。

3 事業実施主体 社団法人 国際農林業協力・交流協会（JAICAF）

4 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

5 平成19年度概算決定額 26,834千円（30,000千円）

6 補助率 定額

（担当課：大臣官房国際協力課）